

各種手続き・申請書の 押印（印鑑）が**不要**となりました

警察署での各種手続きに関して、書類への押印が廃止になってものがあります。

- 交通関係
運転免許（住所変更、免許返納等）、自動車保管場所証明、道路使用許可
- 生活安全関係
銃砲刀剣類所持、古物営業、質屋営業、警備業
- 会計関係
拾得物、遺失物

これ以外にも、押印不要の書類があります
詳しくは、警察署へお尋ねください。

